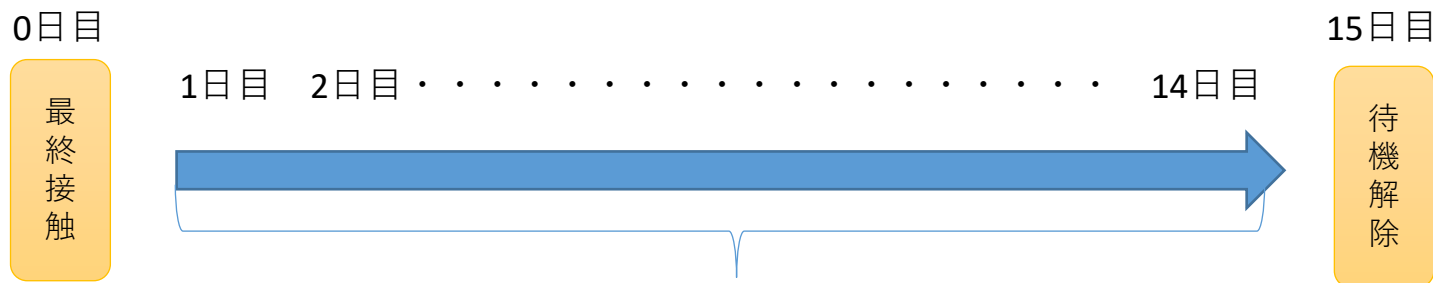


検査対象期間の考え方

- ・濃厚接触者である医療従事者の業務前検査の対象期間は、期間毎に以下の①～③のとおりとなる。
- ・濃厚接触者の待機期間の取り扱いに変更があった場合は、それに準じて業務前検査の対象期間も変更となりうる。

① 1/3～1/14の業務前検査（待機期間14日間）



1日目～14日目の期間、医療に従事するための業務前検査は、本委託契約の対象（公費負担）

検査対象期間の考え方

②1/15～1/28の業務前検査

○社会機能維持者として待機期間を短縮する場合

0日目



医療従事者のための検査
は委託対象

1日目～6日目の期間、医療に従事
するための業務前検査は、本委託
契約の対象（公費負担）

※当日、医療に従事しない、解除のため
の検査は委託対象外

0日目

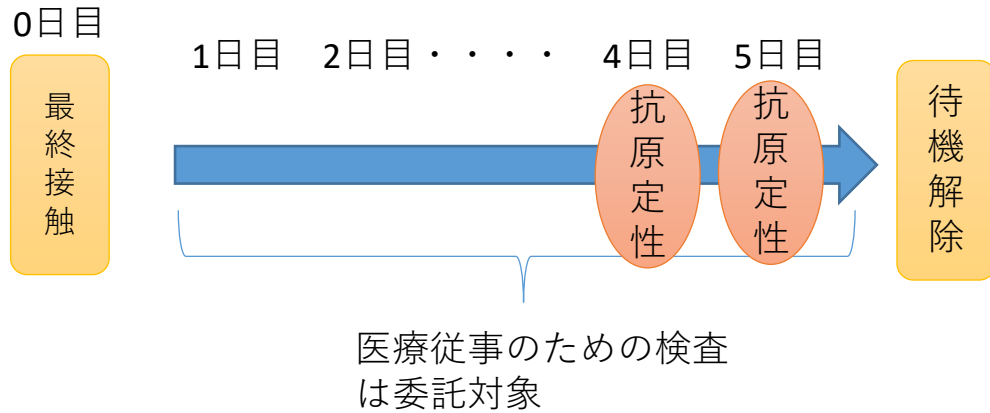


医療従事者のための検査は委託対象

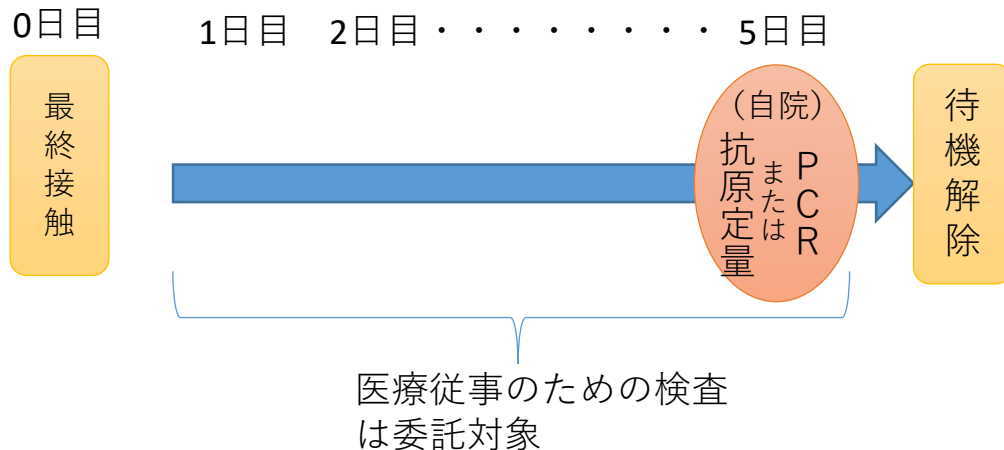
1日目～7日目の期間、医療
に従事するための業務前検査
は、本委託契約の対象
（公費負担）

③ 1/29以降の業務前検査

○社会機能維持者として待機期間を短縮する場合



1日目～5日目の期間、医療に従事するための業務前検査は、本委託契約の対象（公費負担）



1日目～5日目の期間、医療に従事するための業務前検査は、本委託契約の対象（公費負担）